

# 定款

 株式会社ティーケーピー

令和4年5月25日改定

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、株式会社ティーkeepeeと称し、英文ではTKP Corporationと表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貸会議室の運営並びに運営受託業務
- (2) ウェブセミナーの企画・運営事業
- (3) 貸事務所業
- (4) 事務代行業
- (5) 内装工事業
- (6) 建築工事業
- (7) 電気工事業
- (8) 土木工事業
- (9) 建築、電気及び土木に関する企画、設計並びに監理業務
- (10) 飲食店の経営
- (11) 経営コンサルタント業
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) インターネットにおける通信販売業
- (14) 携帯電話サイト及びインターネットサイトでの動画配信
- (15) 携帯電話サイト及びインターネットサイトの管理、運営と企画
- (16) 携帯電話サイト及びインターネットサイトによるビジネスのコンサルティング
- (17) プロモーションの企画、運営
- (18) マーケティング及びイベント開催の企画、支援及びコンサルティング事業
- (19) システムの設計、開発、メンテナンス
- (20) 広告代理業
- (21) 駐車場の経営
- (22) ホテル、旅館及び飲食店等の運営並びに運営受託業務
- (23) 不動産売買、交換、賃貸及びその仲介並びに管理業務
- (24) 不動産の所有と利用並びにコンサルタント
- (25) 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (26) ブライダルに関する事業
- (27) 花卉の販売に関する事業
- (28) 古物の売買業

- (29) 家具の輸入及び販売
- (30) 動産のリース及びレンタル業
- (31) 酒類販売業
- (32) 映画館の企画・開発・運営
- (33) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
- (34) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (35) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
- (36) 上記各号に付帯する一切の業務

### 第3条（本店所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、84,000,000株とする。

### 第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### 第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。但し、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。なお、買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

#### 第12条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

#### 第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

#### 第15条（招集権者及び議長）

- 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第16条（決議の方法）

- 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

- 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第18条（議事録）

- 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### 第19条（電子提供措置等）

- 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第20条（員数）

当会社の取締役は、8名以内とする。

#### 第21条（選任方法）

- 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第22条（任期）

- 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第23条（取締役会の招集権者及び議長）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第24条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第25条（取締役会の決議方法）

- 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第26条（取締役会の議事録）

- 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第27条（代表取締役及び役付取締役）

- 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

**第28条（取締役会規程）**

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

**第29条（報酬等）**

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

**第30条（取締役の責任限定契約）**

当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

**第31条（員数）**

当会社の監査役は、5名以内とする。

**第32条（選任方法）**

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

**第33条（補欠監査役）**

当会社は、会社法第329条第3項の定めにより、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。
3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

**第34条（任期）**

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第1項により選任された監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

#### 第35条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第37条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第38条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第39条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第40条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### 第41条（監査役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 会計監査人

**第42条（会計監査人の選任）**

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

**第43条（会計監査人の任期）**

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

**第7章 計算****第44条（事業年度）**

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

**第45条（剰余金の配当の基準日）**

当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

**第46条（中間配当）**

当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

**第47条（配当の除斥期間）**

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。